

守 監 発 第 8 号
令和8年8月14日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則

守谷市監査委員 山 本 広 行

令和7年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された、令和7年度における守谷市水道事業会計決算、守谷市公共下水道事業会計決算及び守谷市農業集落排水事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和7年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算
守谷市農業集落排水事業会計決算

2 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年8月14日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和7年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、その内容は適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、有収水量が増加したことに伴い、給水収益が増加した。分担金収入は一時に比べ低水準で推移しているが、純利益は昨年度を上回った。

また、昨年度と同様、供給単価及び給水原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。ただし、更新費用の増加に備え、中長期的視点に立った施設の更新は継続して進める必要がある。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況について、浄化センターの修繕費等の経費の増加を主因として、経常損益は昨年度を下回った。

しかし、昨年度と同様、使用料単価及び汚水処理原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。

今後の経営にあたっては、他自治体で大規模な下水道管路の破損に伴う道路陥没事故が多発していることから、本市においても予防的な対策を含めて早急な取組が求められる。

【農業集落排水事業会計】

経営成績を見ると、使用料単価が汚水処理原価を下回っており、流動比率及び当座比率がいずれも99.7%で、前年度より改善したものの依然として100%を下回っており、農業集落排水事業の経営に必要な経営資金を事業単独では確保できていない現状である。

事業費支出については、汚水柵設置工事を実施したほか、農業集落排水事業における適切な施設の更新を実施していくため、機能強化対策実施設計業務を実施している。